

議事運営について

第1章 総 則

- 第1条 定期会議は、生徒会会則第3章第12条に基づいて、原則として毎月1回以上開かれる。
- 第2条 議会は次の場合、生徒会長が召集する。
- 1 会長が必要と認めた時。
 - 2 議員の3分の1以上の要求があった時。
- 第3条 議会は生徒会会則第3章第12条に基づいて、議員の3分の2以上の出席により成立する。
- 第4条 執行部は全員出席し、発言することができる。ただし、表決権はない。
- 第5条 会長は議会を傍聴することができる。ただし、表決権はない。

第2章 議長団及びその任務

- 第6条 議長団は議長1名・副議長1名を議員の中から構成する。
- 第7条 議長の重要な任務及び責任は、次の通りとする。
- 1 定刻の開会を宣言する。
 - 2 議事進行・運営をつかさどる。
 - 3 発言を求める議員に発言権を与える。
 - 4 動議がなされた場合、その指示を待ち、指示があれば、討議に入る前にその動議を復誦する。
 - 5 適当な時期に採決し、その結果をはっきりさせる。
 - 6 前の動議の採決の結果を公示しない前に、新しい動議をさせてはならない。
 - 7 議事進行については、絶対に公平でなければならない。
 - 8 動議を復誦するときに、動議の要点を話す。
 - 9 次のような場合、議員に面して起立する。
 - ア 動議を採決するとき。
 - イ 採決の結果を発表するとき。
 - ウ 議事進行法上の問題について話すとき。
 - 10 投票は自由である。ただし、無記名投票の場合は算票が始まる前に行う。賛否同数の場合は議長が決定する。
 - 11 自ら動議を出してはならない。
 - 12 討議に加わりたい時は、副議長または他の議員に議長をゆずらな

ればならない。

- 13 動議が自分に関する場合、副議長に採決を委ね、副議長ができない場合は、その動議を出した議員に委ねる。
- 14 議会開会中に生じたすべての事件を処理し、異議者がある時は議会の採決による。

第3章 会 議

第1節 議 事

- 第8条 議事の順序は執行部が決める。
- 第9条 会議の進行順序は次の通りとする。
 - 1 出席点呼
 - 2 開会宣言
 - 3 専門委員会報告と質疑応答
 - 4 執行部報告と質疑応答
 - 5 議事
 - 6 閉会宣言
- 第10条 議事日誌を定めた日において、その件の会議を開くことができない時、または、その議事の終わるに至らないときは、会長はその件について更に日程を定めなければならない。

第2節 提案動議及び質問

- 第11条 提案は文章で、または議会において口頭で述べることとする。
- 第12条 動議が提出され支持者があった場合には、議長はこれを議題としなければならない。議案に対する修正動議は、その要項とともに議会において述べる。
- 第13条 否決した提案は事情がかわらない限りその会議中、再び議題とすることはできない。

第3節 発言及び討議

- 第14条 発言しようとするものは挙手して、議長の許可を得て発言しなければならない。
- 第15条 議事進行中は議題外の事項について発言することはできない。ただし、議事の手続き・採決の方法・議事の中止・討議の終結等、優先的動議は発言することができる。
- 第16条 討論は議題外にうつすことはできない。
- 第17条 議長は議事の都合により、一時議事を休止することができる。
- 第18条 議長は議事整理のため必要と認める時は、議員の発言を制止するこ

とができる。

第19条 議長は議論の要旨がつかたと認める時は、討議終結の宣言をすることができる。

第4節 採 決

第20条 議長が採決するときは、その旨を議会に報告しなければならない。採決宣言後は、その議題について発言することができない。ただし、採決によって動議全部が否決された場合は、その時の議会によって方法が決定される。

第21条 議題に関し異議者がいない場合でも、議長は採決をとって可決を宣言すること。

第22条 採決の方法は挙手をもってする。ただし、議長の意見または議会の議決により、投票または起立によることができる。投票は無記名投票とし、議長の定める方法により行う。

第23条 採決の順序は、原案に最も遠いものから先にする。

第4章 庶務の任務及び会議録

第24条 庶務の任務及び責任は次の通りである。

- 1 執行部及び議員の出欠点呼を行う。
- 2 議会の議事を正確に記録する。会議録は議事終了後読み上げ、議員の承認を求める。ただし、修正承認された場合は、その日時を記入し会議に終止符をうつ。
- 3 動議がなされた要点を記録し、その議員名及び採決の結果を記録する。
- 4 議員より要請があった場合、いかなる会議録でも読み上げなければならない。
- 5 前会合の未決事項をまとめて執行部会に提出しなければならない。

第25条 会議録の内容は次の通りである。

- 1 会の種類及び名称
- 2 会議の場所及び日時
- 3 執行部・議員の出席の有無
- 4 出欠席の議員数
- 5 顧問名
- 6 執行部会報告・学年会報告・通信文
- 7 あらゆる主要動議
- 8 主要動議に対する採決の結果

第5章 規 律

第26条 議会においては原則として標準語を使う。

第27条 議会開会中、議事進行に妨害をなしたとみられる場合、その議員に対し、議長は警告または退場させることができる。

第28条 執行部・議員が遅れてきた時は、議長に告げ着席しなければならない。

第29条 執行部及び議員が開会中に退席する時は、その理由を告げて議長の許可を得なければならない。

補 則

第30条 議会にはその必要に応じ特殊役員を置くことができる。

第31条 この規則の改廃・追加は生徒会会則第11条・第14条に準ずる。

第32条 議事運営に関して略式で行うこともできるものとする。